いじめ防止基本方針

十島村立小宝島学園

関連法規

- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学校教育法
- いじめ防止対策推進法
- 県や村の方針

学校教育目標

豊かな心をもち，深く学び，創意工夫しながら たくましく生きる児童生徒を育成する

～荒波を越えて 独り立ちする教育～

学校や地域の実態

- 児童生徒の実態
- 学校や教師の願い
- 保護者・里親・寮監の願い
- 地域住民の願い

いじめ問題に対する学校の基本方針

「いじめはどの子どもにも起こりうる。」という認識の下，未然防止に努めるとともに，保護者・里親・寮監，地域や関係機関と連携し，情報を共有しながら指導に当たり，早期解決に努める。

家庭・地域との連携

- 学級PTA
- 保護者全体会
- PTA総会
- 信頼される学校づくりのための委員会

いじめ対策委員会

目的	十島村いじめ防止基本方針に基づき，本校でのいじめの防止等に向けて，組織的に取り組む体制を確立する。
役割	○ 年間計画の作成及び実施 ○ いじめの相談・通報の窓口 ○ いじめに関する情報収集，記録，共有等 ○ 保護者・里親・寮監，関係機関との連携 ○ 指導・支援体制や対応方針の決定
組織	校長，教頭，生徒指導係，学級担任，養護教諭等 専門家（SC，医師，警察官経験者等） 地域関係者（自治会長，PTA会長等）

関係機関等との連携

- 警察
- 児童相談所
- 村の福祉課
- 法務局
- 村教育委員会
- 県教育委員会

教育活動の重点

児童生徒の豊かな情操と道徳心を養い，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う

児童生徒の主体的な活動の充実

- テーマ学習
- 話合い活動
- 児童生徒会活動
- 委員会活動

体験活動の充実

- 農園活動（植付け，除草，収穫）
- 緑化活動
- 郷土料理作り
- 炊飯活動（遠足）
- なわない

交流活動の推進

- TV会議システムを活用した交流

いじめの防止のための取組

教職員	○ 全ての教育活動を通した道徳教育及び体験活動 ○ 交流活動の充実・推進 ○ いじめに関する授業及び研修の実施 ○ 児童生徒の自主的な活動への支援 ○ 保護者への啓発
児童生徒	○ 児童生徒会活動等によるいじめ防止の取組
保護者	○ 健全な家庭生活の充実 ○ いじめに荷担しない指導 ○ 学校のいじめ防止等の措置に対する協力

いじめの早期発見のための取組

教職員	○ 情報の収集(定期的なアンケート調査・学校評価アンケートの実施) ○ 情報の記録・共有（いじめ対策委員会への報告） ○ 教職員間や家庭・地域・寮との連携による情報交換 ○ 学校だよりや保護者会の積極的な活用
児童生徒	○ いじめにつながる言動への注意及び連絡
保護者	○ 家庭生活における変化の把握と学校との連携

いじめへの対応に関する取組

教職員	○ いじめの事実関係の把握 ○ いじめを受けた児童生徒の安全確保 ○ 加害児童生徒の観察指導等 ○ 家庭や寮や教育委員会への連絡・相談 ○ 関係機関との連携 ○ いじめの解消の確認
児童生徒	○ いじめを受けた児童生徒への精神的なケア
保護者	○ いじめを受けた児童生徒の保護 ○ 学校及び関係機関と一体となった取組の推進 ○ 地域人材等を活用した登下校時の見守り

生徒指導体制

- 月の重点目標の設定
- いじめ防止に向けた企画・立案
- 登校指導
- 長期休業前後の指導
- いじめの実態調査
- ネットパトロール事業検索結果の活用
- 啓発資料の活用
- スクールカウンセラーとの連携

教育相談体制

- 定期相談（4月，9月，1月）
- 保護者相談（10月）

職員研修の重点

積極的な生徒指導の充実により，心を込めたあいさつを推進する。

○ 地域人材等も活用した登下校時の見守り